

第1号様式の2

公表事項一覧表（Ⅰ意見募集手続－(b)）

■「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正（案）」に関する意見の募集について

（案を作成した趣旨、目的及び背景）

神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく一部の手続きについては、市町村を経由して書類の受理を行っているところですが、令和3年12月24日付け事務処理の特例に関する条例の改正により、令和4年4月1日から一部手続きについては市町村の経由を廃止し、所管の県機関において直接受理することになりました。これに伴い、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則第94条に規定する書類の提出部数について、所要の改正を行います。

つきましては、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正（案）」を作成しましたので、県民の皆様からのご意見を募集いたします。

■1 意見募集期間

令和4年1月17日（月曜日）～令和4年2月15日（火曜日）

■2 意見提出方法

（1）フォームメール

(https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempString=SF0515)

※ フォームメールとは、上記ホームページの画面上でご意見を入力していただき、県にお送りいただくことができる仕組みです。

※ 「お問い合わせ内容」のはじめに「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正（案）」に対する意見である旨を必ず記載してください。記載がない場合は、提出意見として認められないことがありますのでご注意ください。

（2）郵送（〒231-8588（住所の記載は不要です。）

神奈川県環境農政局環境部大気水質課調整グループ あて

※ 意見募集期間最終日までに必着とします。

※ 手話を撮影・録画したDVDにより意見を提出される場合は、上記宛先に郵送してください。

（3）ファクシミリ 045-210-8846

■3 案の公表方法

☐ ホームページ (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/pub/c4226610.html>)

☐ 県政情報センター、各地域県政情報コーナー及び大気水質課窓口での印刷物による縦覧

■4 今後の予定

☐ 意見募集結果の公表時期 令和4年3月頃（予定）

☐ 規則等の公布（公表）時期 令和4年3月頃（予定）

■5 根拠法令条項

☐ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）

■6 規則等の案、関係資料等

☐ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正（案）

☐ 新旧対照表

■7 その他

☐ 電話での意見提出はお受けできません。

☐ いただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。

☐ いただいたご意見は、住所、氏名等の個人情報を除き、公開させていただく場合があります。

■ 問合せ先

環境農政局環境部大気水質課調整グループ

電話 045-210-4107 ファクシミリ 045-210-8846